

議案第77号

瀬戸内市スポーツ公園条例の一部を改正することについて

瀬戸内市スポーツ公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

各施設における市内・市外利用者の受益者負担のあり方について、統一した基準に基づく使用料設定を行うとともに、長船スポーツ公園体育館内に新設するミーティングルームの使用料の設定等を行うため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市スポーツ公園条例の一部を改正する条例

瀬戸内市スポーツ公園条例（平成16年瀬戸内市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

邑久スポーツ公園使用料

(単位 円)

施設名	単位	市内在住者又は市内在勤(学)者		その他の者	
		高校生以下	一般	一般(高校生以下を含む。)	
①芝グラウンド	1／2面	1時間当たり	250	500	1,500
	全面	1時間当たり	500	1,000	3,000
②テニスコート	1面	1時間当たり	200	400	800
	照明	1時間当たり			400
③野球場	全面	1時間当たり	500	1,000	3,000
	照半灯	1時間当たり		2,000	2,400
	明全灯	1時間当たり		4,000	4,800
	ミーティングルーム	1時間当たり	100	200	400
	冷暖房	1時間当たり			200
④上記以外のスペース (営利又は宣伝を目的とする場合に限る。)	1平方メートル	1時間当たり			20
備考	1	1時間に満たない時間は、1時間とする。			
	2	利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。			
	3	営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、その他の者の使用料に2を乗じて得た金額とする。ただし、照明、冷暖房又は④のスペースの利用に係る使用料は、この限りでない。			
	4	使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとする。			

別表第2(第13条関係)

長船スポーツ公園使用料

(単位 円)

施設名	単位	市内在住者又は市内在勤(学)者		その他の者	
		高校生以下	一般	一般(高校生以下を含む。)	
①多目的広場	全面	1時間当たり	200	400	1,200
	照明	1時間当たり			4,000
②テニスコート	1面(人工芝コート)	1時間当たり	200	400	800
	1面(クレーコート)	1時間当たり	100	200	400
	照明	1時間当たり			400
③体育馆	アリーナ	1／2面	1時間当たり	200	400
		全面	1時間当たり	400	800
	トレーニングルーム	1回当たり		100	200
		1時間当たり		100	200
	ミーティングルーム	1時間当たり			
④上記以外のスペース (営利又は宣伝を目的とする場合に限る。)	冷暖房	1時間当たり			200
		1平方メートル	1時間当たり		20
備考		1 1時間に満たない時間は、1時間とする。 2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。 3 営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、その他の者の使用料に2を乗じて得た金額とする。ただし、照明、冷暖房又は④のスペースの利用に係る使用料は、この限りでない。 4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとする。			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（長船スポーツ公園体育館のミーティングルームに係る部分に限る。）は、教育委員会規則で定める日から施行する。

瀬戸内市スポーツ公園条例(平成16年瀬戸内市条例第86号)新旧対照表

現行				改正後			
別表第1(第13条関係) 邑久スポーツ公園使用料 (単位 円)				別表第1(第13条関係) 邑久スポーツ公園使用料 (単位 円)			
施設名	単位	市内在住者又は市内在勤(学)者	その他の者	施設名	単位	市内在住者又は市内在勤(学)者	その他の者
		高校生	一般	高校生以下	一般(高校生以下を含む。)	高校生以下	一般(高校生以下を含む。)
芝グラウンド	1/2面	1時間当たり	250	500	1,250	1/2面	1時間当たり
	全面	1時間当たり	500	1,000	2,250	全面	1時間当たり
テニスコート	1面	1時間当たり	200	400	800	1面	1時間当たり
	照明	1時間当たり			400	照明	1時間当たり
野球場	全面	1時間当たり	500	1,000	3,000	全面	1時間当たり
	照半灯	1時間当たり		2,000	2,400	照半灯	1時間当たり
	明全灯	1時間当たり		4,000	4,800	明全灯	1時間当たり
ミーティングルーム	1時間当たり	100	200	400	ミーティングルーム	1時間当たり	100
	冷暖房を使用した場合は、1時間につき200円を加算する。					200	200
屋外スペース(商業利用)	1平方メートル	1日当たり		20	冷暖房	1時間当たり	200
備考	1	1時間に満たない時間は、1時間とする。			④上記以外のスペース	1時間当たり	20
	2	利用時間は、準備・後始末を含んだ時間とする。			(営利又は宣伝を目的)		

3 営利又は宣伝を目的とする場合は、上記使用料に2を乗じて得た金額とする。
4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。

とする場合に限る。)			
備考	1 1時間に満たない時間は、1時間とする。 2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。 3 営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、その他の者の使用料に2を乗じて得た金額とする。ただし、照明、冷暖房又は④のスペースの利用に係る使用料は、この限りでない。 4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとする。		

別表第2(第13条関係)

長船スポーツ公園使用料

(単位 円)

施設名	単位	市内在住者又は市内在勤(学)者		その他の者	
		高校生	一般	一般(高校生以下を含む。)	一般(高校生以下を含む。)
多目的広場	全面	1時間当たり	200	400	1,000
	照明	1時間当たり			4,000
テニスコート	1面(人工芝コート)	1時間当たり	200	400	800
	1面(クレーコート)	1時間当たり	100	200	400

別表第2(第13条関係)

長船スポーツ公園使用料

(単位 円)

施設名	単位	市内在住者又は市内在勤(学)者		その他の者	
		高校生	一般	一般(高校生以下を含む。)	一般(高校生以下を含む。)
①多目的広場	全面	1時間当たり	200	400	1,200
	照明	1時間当たり			4,000
②テニスコート	1面(人工芝コート)	1時間当たり	200	400	800
	1面(クレーコート)	1時間当たり	100	200	400

	照明	1時間当たり		400
体 育 館	アリーナ	1／2面	1時間当たり	200
		全面	1時間当たり	400
ト レ ニ ン グ ル ム	ト レ ニ	1回当たり		100
	ン グ ル ム			200
	屋 外 ス ペ ー ス (商業利用)	1平方メー トル	1日当たり	20
備	1	1時間に満たない時間は、1時間とする。		
考	2	利用時間は、準備・後始末を含んだ時間とする。		
	3	営利又は宣伝を目的とした場合は、上記使用料に2を乗じて得た金額とする。		
	4	使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。		

	照明	1時間当たり		400
③ 体 育 館	アリーナ	1／2面	1時間当たり	200
		全面	1時間当たり	400
ト レ ニ ン グ ル ム	ト レ ニ	1回当たり		100
	ン グ ル ム			200
	ミ ー ティ	1時間当たり	100	200
	冷暖房	1時間当たり		200
④ 上 記 以 外 の ス ペ ー ス (営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 場 合 に 限 る。)	1平方メー トル	1時間当たり		20
備	1	1時間に満たない時間は、1時間とする。		
考	2	利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。		
	3	営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、その他の者の使用料に2を乗じて得た金額とする。ただし、照明、冷暖房又は④のスペースの利用に係る使用料は、この限りでない。		
	4	使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとする。		

瀬戸内市教育委員会規則第 号

瀬戸内市スポーツ公園条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市スポーツ公園条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号-1中

「

屋外スペース (m ²)	:	:	
---------------------------	---	---	--

」を

「

ミーティングルーム冷暖房	:	:	
上記以外のスペース (m ²)	:	:	

」に改める。

様式第1号-2中

「

体育館	アリーナ・1/2面(A・B)	:	:	
	アリーナ・全面	:	:	
	トレーニングルーム	:	:	
屋外スペース (m ²)	:	:		

」を

「

体育館	アリーナ・1/2面(A・B)	:	:	
	アリーナ・全面	:	:	
	トレーニングルーム	:	:	
	ミーティングルーム	:	:	
	ミーティングルーム冷暖房	:	:	
	上記以外のスペース (m ²)	:	:	

」に改める。

様式第2号-1中

「

屋外スペース (m ²)	:	:	
---------------------------	---	---	--

」を

「

ミーティングルーム冷暖房	:	:	
上記以外のスペース (m ²)	:	:	

」に改める。

様式第2号-2中

「

体育館	アリーナ・1／2面 (A・B)	:	:	
	アリーナ・全面	:	:	
	トレーニングルーム	:	:	
屋外スペース (m ²)	:	:	:	

」を

「

体育館	アリーナ・1／2面 (A・B)	:	:	
	アリーナ・全面	:	:	
	トレーニングルーム	:	:	
	ミーティングルーム	:	:	
	ミーティングルーム冷 暖房	:	:	
	上記以外のスペース (m ²)	:	:	

」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸内市スポーツ公園条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第28号)新旧対照表

現行	改正後																																																				
<p>様式第1号—1(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">屋外スペース (m²)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下略)</td> </tr> </table>	屋外スペース (m ²)	:	:		(以下略)				<p>様式第1号—1(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">ミーティングルーム冷暖房</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>上記以外のスペース (m²)</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下略)</td> </tr> </table>	ミーティングルーム冷暖房	:	:		上記以外のスペース (m ²)	:	:		(以下略)																																			
屋外スペース (m ²)	:	:																																																			
(以下略)																																																					
ミーティングルーム冷暖房	:	:																																																			
上記以外のスペース (m ²)	:	:																																																			
(以下略)																																																					
<p>様式第1号—2(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">体育館</td> <td style="width: 30%;">アリーナ・1／2面 (A・B)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>アリーナ・全面</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外スペース (m²)</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(以下略)</td> </tr> </table>	体育館	アリーナ・1／2面 (A・B)	:	:		アリーナ・全面	:	:		トレーニングルーム	:	:		屋外スペース (m ²)	:	:		(以下略)					<p>様式第1号—2(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%;">体育館</td> <td style="width: 30%;">アリーナ・1／2面 (A・B)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>アリーナ・全面</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム冷暖房</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外のスペース (m²)</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(以下略)</td> </tr> </table>	体育館	アリーナ・1／2面 (A・B)	:	:		アリーナ・全面	:	:		トレーニングルーム	:	:		ミーティングルーム	:	:		ミーティングルーム冷暖房	:	:		上記以外のスペース (m ²)	:	:		(以下略)				
体育館		アリーナ・1／2面 (A・B)	:	:																																																	
		アリーナ・全面	:	:																																																	
	トレーニングルーム	:	:																																																		
屋外スペース (m ²)	:	:																																																			
(以下略)																																																					
体育館	アリーナ・1／2面 (A・B)	:	:																																																		
	アリーナ・全面	:	:																																																		
	トレーニングルーム	:	:																																																		
	ミーティングルーム	:	:																																																		
	ミーティングルーム冷暖房	:	:																																																		
	上記以外のスペース (m ²)	:	:																																																		
(以下略)																																																					
<p>様式第2号—1(第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">屋外スペース (m²)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下略)</td> </tr> </table>	屋外スペース (m ²)	:	:		(以下略)				<p>様式第2号—1(第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">ミーティングルーム冷暖房</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>上記以外のスペース (m²)</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(以下略)</td> </tr> </table>	ミーティングルーム冷暖房	:	:		上記以外のスペース (m ²)	:	:		(以下略)																																			
屋外スペース (m ²)	:	:																																																			
(以下略)																																																					
ミーティングルーム冷暖房	:	:																																																			
上記以外のスペース (m ²)	:	:																																																			
(以下略)																																																					

様式第2—2(第3条関係)

略

体育館	アリーナ・1／2面 (A・B)	：	：	
	アリーナ・全面	：	：	
	トレーニングルーム	：	：	
	屋外スペース (m ²)	：	：	

(以下略)

様式第2号—2(第3条関係)

略

体育館	アリーナ・1／2面 (A・B)	：	：	
	アリーナ・全面	：	：	
	トレーニングルーム	：	：	
	ミーティングルーム	：	：	
	ミーティングルーム冷暖房	：	：	
	上記以外のスペース (m ²)	：	：	

(以下略)